

## 電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新															
<p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)</p> <p>第 34 条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。))の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。</p> <p>第2 網改造料</p> <p>1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(66)(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	備 考	(1)～(66)(略)	(略)	(略)	<p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)</p> <p>第 34 条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。))の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。また、接続申込者は、<u>光信号端末回線を接続する旨の申込みに先立つ工事日の仮予約(以下、「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。)をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日(以下、「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。)を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。</u>当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します<u>(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)</u>この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。</p> <p>第2 網改造料</p> <p>1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(66)(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(67)光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能</td> <td>接続申込者が光信号端末回線(この欄において光信号分岐端末回線に限りません。)の工事日仮予約をする場合等に利用する付加機能</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則(平成 24 年 10 月 31 日東相制第 12-0075 号) この改正規定は、平成 25 年5月 20 日から実施します。</p>		区 分	備 考	(1)～(66)(略)	(略)	(略)	(67)光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能	接続申込者が光信号端末回線(この欄において光信号分岐端末回線に限りません。)の工事日仮予約をする場合等に利用する付加機能	—
	区 分	備 考														
(1)～(66)(略)	(略)	(略)														
	区 分	備 考														
(1)～(66)(略)	(略)	(略)														
(67)光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能	接続申込者が光信号端末回線(この欄において光信号分岐端末回線に限りません。)の工事日仮予約をする場合等に利用する付加機能	—														